

市道民税の申告・

所得税および復興特別所得税の

確定申告は期限内に

2月16日(月)～3月16日(月)まで

申告が必要な方は、公平・公正な税の負担のため、必ず期間内に収入額や控除額を自主申告しましょう。

毎年、期限間際は会場がとても込み合います。来場の際は、忘れ物などが無いよう記載事項をよくご確認ください。余裕をもってお越しください。

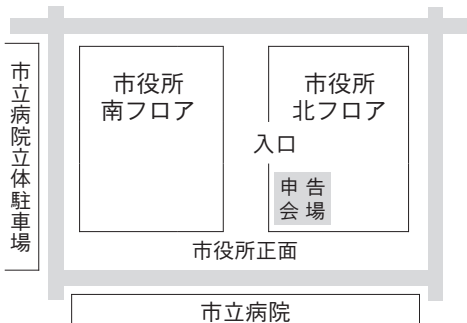
また、市役所での所得税および復興特別所得税の還付申告は、1月19日(月)から3月16日(月)までとなります。(土・日・祝日を除く)

■お問い合わせ

市道民税に関すること→市民税係⑤4 2 1 2 1

所得税および復興特別所得税に関すること→滝川税務署②2 1 9 1または市民税係⑤4 2 1 2 1

市役所申告会場の案内図



申告期間・受付時間

- 申告期間 2月16日(月)～3月16日(月)(土・日・祝日を除く)
- 還付申告は1月19日(月)から可能

- 受付時間 午前9時～午後5時
- ※ 3月8日(日)は市役所でのみ相談・申告の受付を行います

【申告会場】

- 市道民税↓市役所北フロア1階会議室

- 所得税および復興特別所得税↓滝川税務署(郵送提出も可能)または市役所北フロア1階会議室

所得税および復興特別所得税の確定申告が必要な方

- 営業(報酬)、不動産(アパート)収入のほか、土地の賃貸料や貸家などの家賃収入も含む)などの各種所得があつた方
- 給与収入が2,000万円を超える方

- 給与所得以外の所得(退職所得を除く)が20万円を超える方(給与所得以外の所得が20万円以下で確定申告が必要ない方でも、市道民税の申告は必要となる場合があります)
- 給与を2か所以上から受けている方
- 年末調整を受けていない方(平成26年中に中途退職した方など)

- 年金収入が40万円を超える方
- 年金以外の所得が20万円を超える方(年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下で確定申告が必要ない方でも、市道民税の申告は必要となる場合があります)

※ これらの方々以外でも、確定申告が必要な場合もあります。また、平成26年中に営業を始めた方、土地や建物を売却した方、

青色申告の方などは滝川税務署での申告になります

市道民税の申告が必要な方

- 給与・年金以外の所得がある方
- 平成26年中に収入・所得が無かつた方で、どなたの税金上の扶養にもなっていない方

※ 所得税および復興特別所得税の確定申告をされた方は、市道民税の申告を兼ねますので、あらためて市道民税の申告は不要です

申告に必要なもの

- 印鑑(スタンプ式は不可。納付税額を口座引き落としにする方は、銀行印が必要です)
- 確定申告書・お知らせはがき(税務署から送られてきている方)
- 申告する方の金融機関の振込先がわかるもの(還付金の受け取りや納付税額の口座引き落としのため)



その他必要なもの

源泉徴収票や領収書、証明書などは原本が必要で、コピーでの提出は受け付けられませんので、ご注意ください。紛失などでお手元に必要書類がなければ、再発行を受けたうえで申告してください。

● 給与所得者・公的年金等受給者
↓ 受け取ったすべての源泉徴収票

● 営業などの事業・不動産所得者
↓ 収支内訳書(必ず事前に記載してください)

● 社会保険料(国民健康保険、任意継続保険、国民年金など)、生命保険料、地震保険料、寄付金(控除の対象となる寄付金を2,000円より多く寄付した方)などの控除を受ける方
↓ 領収書、証明書

● 障害者控除を受ける方
↓ 障害者手帳など

● 医療費控除を受ける方
↓ 医療費の領収書と明細書、医療費を補てんする保険金等の金額がわかるもの(医療費の明細書は、個人ごと、病院別に合計額を記載してください。様式は申告会場または、市ホ

ームページの申請書ダウンロードから入手できますが、ノートやメモ用紙への記載でも可能です。

《医療費の明細書の記載例》

平成 26 年分 医療費の明細書

この明細書は、申告書と一緒に提出してください

住所 砂川市〇条〇丁目〇-〇
氏名 砂川 太郎

| 医療を受けた人 | 続柄 | 病院・薬局などの所在地・名称 | 控除の対象となる医療費の内訳 | | 左のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額 |
|---------|----|----------------|----------------|----------|--------------------------|
| | | | 治療内容・医療品名など | 支払った医療費 | |
| 砂川太郎 | 本人 | 〇〇病院 | 診察 | 15,000円 | |
| 砂川花子 | 妻 | ××病院 | 入院・通院 | 200,000円 | 120,000円 |
| " | " | △△薬局 | 処方箋薬 | 23,000円 | |
| " | " | バス代(往復区間〇〇~△△) | 400円×10回 | 4,000円 | |
| 合計 | | | | 242,000円 | 120,000円 |

○ 医療費控除の対象にならないもの(一例)
診断書作成料(文書料)、入院時の病衣(パジャマ)・冷蔵庫・テレビ代のように直接医療に関係のない費用、インフルエンザなどの予防接種代、薬事法で定める医薬品以外の栄養剤や健康増進のためのサプリメントの費用など

● 住宅借入金等特別控除などを申告する方(新築住宅を建てられた方)
・ 住民票の写し
・ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
・ 家屋の工事請負契約書または売買契約書の写し

・ 土地の売買契約書の写し(住宅と一緒に敷地を取得した場合等で、敷地購入に係る借入金等がある場合のみ)
・ 家屋の登記事項証明書(法務局発行の全部事項証明書)
・ 土地の登記事項証明書(住宅と一緒に敷地を取得した場合等で、敷地購入に係る借入金等がある場合のみ。法務局発行の全部事項証明書)

・ 補助金等の額を証明する書類(補助金等の交付を受けた場合)

※ 中古住宅、増改築、認定長期優良住宅、太陽光発電の売電収入がある場合等の提出書類については、滝川税務署へお問い合わせください。

確定申告書の用紙は、申告会場に用意してあります。また、国税庁ホームページで申告書の作成や電子申告も可能です。

詳しくは国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>
をご覧ください。

《市道民税・所得税の主な改正点》

住宅借入金等特別控除の拡充について

消費税率の引き上げの前後における駆け込み需要およびその反動等による影響を踏まえ、平成25年12月31日終了予定であった住宅借入金等特別控除の居住年の適用期限が、4年間(平成29年12月31日まで)延長されました。また、所得税から控除しきれなかった控除額は、市道民税から控除することができますが、その控除限度額が97,500円から136,500円(その年分の所得税の課税総所得金額等の7%が限度)に拡充されました。ただし、住宅の対価の額等に含まれる消費税等の税率が8%である場合の金額です。

所得税は平成26年分から、市道民税は平成27年度から適用されます。

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率の廃止について

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率(所得税7%、市道民税3%)の特例措置が平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は、本則税率の20%(所得税15%、市道民税5%)が適用されます。
※ 平成49年までは、上記所得税に2.1%の税率を乗じて計算した復興特別所得税が加算されます